

令和4年度第2回木更津市情報公開総合推進審議会 会議録

○開催日時：令和4年5月31日（火） 午後2時00分から午後4時00分まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

○出席者氏名

審議会委員：赤松 道晃、池田 恒、伊東 晶一、小野上 真也、金綱 房雄、小林 伸一、清水 幸雄、武田 正次、永野 昭、松坂 莉乃、三浦 梨音、山田 次郎、渡邊 秀孝

木更津市：渡辺市長 伊藤総務部長
（事務局） 総務部総務課 曾田次長、河上係長、石井主任主事、梅田主任主事、岡野主任主事
消防本部消防総務課 石井次長、森課長補佐

○議題等及び公開非公開の別：報告 公開

○傍聴人の数：0人

○会議の内容

河上係長 お待たせいたしました。ただいまより令和4年度第2回木更津市情報公開総合推進審議会を開催いたします。

初めに、委員の就任についてご報告をさせていただきたいと思います。滝口委員が退任されまして、5月に後任として金綱委員が就任されましたので、まずご報告をさせていただきます。

次に、渡辺市長より、ご挨拶を申し上げます。

渡辺市長 本日は大変ご多用のところ木更津市情報公開総合推進審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。日頃から皆様には、市政各般にわたってご指導、ご協力をいただいておりますことを心より感謝申し上げます。

さて、昨年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立いたしまして、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正されたことに伴って、すべての地方公共団体の個人情報保護制度に個人情報保護法の規定が適用されることとなりました。

今回の法律改正については、個人情報の保護と利活用の両立を図るための標準的な規律を定めるものであって、木更津市においても、法の施行までの間に法の趣旨、目的及び関係規定に照らして、関係する条例の各規程について改正等を検討し、適切に対応する必要があります。

一方で住民のプライバシー等の権利利益は、一度侵害されますと、拡散した情報をすべて消去、修正することが困難であるなど、その回復は容易ではございません。

本市におきましては、委員の皆様からのご指摘やご助言を踏まえて情報の適切な取り扱いに取り組んでいるところでございますが、個人の権利利益の保護と個人情報の有効な利活用とのバランスがとれた有機的な運用に努めて参りたいと存じます。

本日の審議会におきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて諮問させていただきますので、ご審議のほどよろしく願います。

委員の皆様方におかれましては、適切な個人情報の取り扱いのため、引き続きご尽力を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

河上係長 ありがとうございます。それでは、木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長となると定められておりますので、以後の議事進行につきましては、小林会長にお願いしたいと存じます。小林会長、よろしくお願いいたします。

小林会長 それでは規定によりまして議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、本日の出席者の確認ですが、何名でしょうか。

河上係長 本日の出席委員は13名となっております。審議会の委員定数は15名であり、木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第2項の規定により委員の過半数が出席しなければ開くことができないとなっておりますが、本日は15名中13名の委員が出席となっております。

小林会長 わかりました。定足数は満たしているということですね。本日の会議は成立いたします。本題に入る前ですが、この会議の公開について、本日は諮問事項が1件、それからその他が1つあるということですが、いかがでしょうか。

一同 異議なし。

小林会長 異議なしということで本会議は公開といたします。それから、議題に入る前に途中でご事情があって退席される方は、前もって私の方に一言声を掛けていただければありがたいと思います。それでは議題に入らせていただきます。

次第の3、議題の(1)ですね、諮問とありますが、事務局より願います。

河上係長 諮問につきましては、渡辺市長から諮問いたします。

渡辺市長 木更津市情報公開総合推進審議会会長、小林 伸一様、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて。下記のことについて、木更津市情報基本条例第15条第2号の規定により諮問します。

1 諮問事項(1)デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律第89条第2項による手数料に関する規定の適否について、(2)新法第60条第5項による条例要配慮個人情報に関する規定を設けないことについての適否について、(3)新法第75条第5項の規定により個人情報取扱事務届出を引き続き作成し、公表することの適否について、(4)新法第78条第2項の規定による木更

津市情報公開条例における開示情報と不開示情報との調整の必要性について、(5)新法第108条の規定による開示決定の期間の短縮に関する規定を設けないことについての適否について。

2 諮問主旨は別紙のとおりとなります。よろしくお願いたします。

河上係長 渡辺市長は公務によりここで退席とさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

先に、本日お配りさせていただいた資料の説明をさせていただければと思います。本日お配りした資料は、机の上に置かせていただいております。

次第、名簿、各行政機関における公務員の氏名の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律についてのQ&Aの更新、この4枚を各委員の皆様の机に置かせていただいております。委員の皆様ありますでしょうか。以上が、本日の資料になります。

小林会長 念のため確認ですが、前回お渡しいただいた資料では取り上げられていない項目が今日の資料の中にあるということですか。

河上係長 そのとおりでございます。

小林会長 それでは、事務局より諮問の内容の説明をいただきたいのですが、諮問事項ごとにその趣旨であるとか内容を具体的に説明されてからその都度質疑応答を行うか、または全体を説明されてから質疑応答に入るという形にしますか。どちらにしましょうか。

河上係長 本日、皆様が集まっておられ時間に限られている中であるので、もし可能であればひととおり説明をさせていただいて、その後それぞれ質疑応答を行う方法でもよろしいでしょうか。

小林会長 わかりました。そのとおりとしましょう。

永野委員 この諮問を受けて答申までのスケジュールといいますか、今日の諮問の説明を受けて次回もう一度何かをするのか。その辺ちょっと教えていただけますか。

小林会長 実はそれをこれからお話ししようかなと思っておりました。今日事務局の方から諮問事項ごとに説明を受けると。皆さんはこの1ヶ月近くそれなりに様々な分析や検討をされてきたということではあるとは思いますが、それでもやっぱり疑問点があると思うんですね。

その疑問点に答える時間を質問の時間をまず設けて、その後で意見を出していただく。その意見が、諮問内容に反映されるとお考えください。

その後質問なり、或いは特に意見ですね。それを踏まえて事務局が答申案というか、案の前の段階ね、答申の原案のようなもの、草案のようなものを作っていただいて、それを次回の審議会の前に、私であるとかそれから清水先生であるとか、小野上先生、それから山田先生や渡邊先生のような法律の専門の方にいろいろ検討していただいて、それを元に事務局の方で、次回までに諮問案のようなものを作っていただいて、その案を次回、行政文書という形で文章を作らなければなりませんから、それこそ言葉遣い、てにおは、句読点まで含めて、皆さんで検討していただいて、正式な答申を作ると。

最終的に皆さんでチェックしていただいて皆さんの了解が得られれば、正式な答申の文書ができ上がって、そして、今日の逆のパターンですよね。私が皆さんを代表して市長にお渡しする、という流れですか。よろしいでしょうか。ということで、よろしくお願ひします。

梅田主任主事 総務課の梅田と申します。私の方から、本日の諮問事項について説明させていただきたいと思ひます。着座にて失礼いたします。

まず諮問書の2ページ、一番上の諮問の背景をご覧ください。

令和3年の法改正により、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の三本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されます。

地方公共団体の個人情報保護制度は、個人情報保護法に一本化され、新法は地方公共団体の機関に直接適用されるため、当市におきましても、木更津市個人情報保護条例を令和4年度中に改廃し、例えば新たに木更津市個人情報保護法施行条例を制定する必要がございます。

地方公共団体の個人情報保護制度につきましては、多くの自治体が、国の制度化よりも先に条例により制度を作って参りました。

本市の条例も国に先駆けて制定しており、制定時は、コンピュータに個人情報が大量に収集され、蓄積され、利用され始めている中、個人情報が本人の知らないところで広範に利用されていることへの不安や、誤った情報の流通などによりプライバシーが損なわれた場合は容易に回復されないことへの不安など、個人情報保護の制度化の必要が高まり、条例を制定した経緯がございます。

現在では、さらに情報化が進み、その当時と比べると膨大な量の個人情報を収集、蓄積、利用しており、国においても個人情報保護制度が確立されているなど、個人情報保護制度を取り巻く環境も大きく異なっております。

個人情報保護制度につきましては、今後は個人情報保護法に移行いたしますが、その中でも条例で定めることが法律上必要な事項、条例で定めることが法律上認められている事項などについて、本市の考えている方向性を説明させていただき、木更津市ではどのようにしていくのが適切であるか、審議会の意見を伺うものでございます。

委員の皆様には、総合的に、すなわち様々な要素を比較衡量した上で、適切であるかどうか判断していただき、ご意見を伺えたらと存じます。

それでは、具体的な項目の説明をさせていただきます。

小林会長 少しよろしいですか。最後の方で大変重要なことが述べられていたように思うのですが、今のご説明からすると、適否を我々は検討し、そして適切であると。このように改正するのであれば適切であるとか、或いは逆に不適切であると。

その際に、様々な、個別具体的な事情を総合的に判断した上で、適否を我々が判断していただければというようなご説明でしたよね。

梅田主任主事 はい、その通りです。

小林会長 その総合的判断に対しては、比較衡量をというような方法を用いていただければというようなお話のように聞こえましたけれど、それでよろしいですか。

梅田主任主事 はい、その通りです。

小林会長 適否などという言葉遣いは行政実務の用語としては一般的かもしれませんが、法律家とすればさほど違和感なくこの言葉を使うのですが、そうじゃない委員の方々はなかなか適否という言葉の意味はわかりづらいと。そういうことをおもんばかってのご説明だというふうに私は受け取りましてそれでよろしいですか。

梅田主任主事 はい。

小林会長 例えば、Aという利益とBという利益が或いはBという利益とCという利益が同時にぶつかり合うという場面で、どれを優先するかということを判断する際に、比較衡量という方法を用いる。これは一般的で、行政庁が政策判断する際によく用いられる方法ですね。

そういうことを皆さん踏まえられて、これからのご議論をしていただければと思います。

梅田主任主事 では初めに諮問事項（1）について説明させていただきます。

本市では現行条例と同様に、個人情報閲覧による開示の請求に係る手数料は無料、写しの交付に係る手数料は1枚当たり10円の手数料を定めることを考えています。

手数料につきましては、法の規定により、開示請求に係る手数料の額を条例で定める必要がございます。手数料の額については、実費の範囲内かつ利用しやすい額とされております。

国は、開示の請求に係る手数料として文書1件当たり300円、写しの交付に係る手数料は無料としており、開示の請求時に手数料を徴収しています。

国の300円という額につきましては、実際にかかっている金額が300円ということではなく、あくまで実費の範囲内で利用しやすい額として300円が設定されております。

一方で、現在の木更津市個人情報保護条例は、個人情報閲覧による開示の請求に係る手数料は無料、写しの交付に係る手数料は1枚当たり10円としており、開示の実施時に手数料を徴収しております。

こちらの額につきましては、個人情報の保護制度の目的が、個人情報の取り扱いの適正化を確保し、個人情報を保護することにあることから、個人情報閲覧による開示の請求に係る手数料については無料とし、写しの交付については、請求者の負担としております。

条例の制定時には、手数料の額についての方針がございませんでしたので、実費や近隣市等を考慮して、写しの交付については、当初1枚当たり20円を設定しておりましたが、その後平成12年に情報公開条例が制定された際に、情報公開条例とあわせて写しの料金

を10円に改正し、現在まで1枚当たり10円という値段となっております。

手数料の額の算出方法につきましては、木更津市では平成28年5月に使用料・手数料等の見直しに関する基本方針が定められ、原則として、人件費等も含む事務処理に要する年間経費÷年間処理件数を基準に手数料を算定することとなっております。

あくまで方針ですので、額については実態に応じて決定することにはなりますが、こちらの基本方針に則り算出いたしますと、開示の請求に係る手数料は8700円、写しの交付については700円程度が算出されます。

そのため、現行条例の手数料の額は、国の手数料の額及び木更津市の想定している手数料の額と離れている部分がございますが、開示に係る手数料を新たに設定することや、写しの交付の手数料を値上げすることは、現行と比べて、個人情報の開示制度が利用しづらくなる恐れがあります。

そのため、本市においては、現行通り開示に係る手数料の額については無料とし、写しの交付に係る手数料は1枚10円を徴収することを考えておりますが、その適否について審議会の意見をお伺いするものでございます。

次に、諮問事項（2）についてご説明いたします。

本市では、新法が要配慮個人情報として定めていない事項について、現時点において条例要配慮個人情報を定める規定を設けないことを考えております。

まず、要配慮個人情報というのは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見、その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、政令で定める記述等が含まれる個人情報をいいます。

具体的には前回お渡しいたしました資料2の5ページ真ん中あたりから6ページにかけて記載しておりますが、新法では、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、障害があることなどが定められており、このような記述が含まれるものが要配慮個人情報になります。

条例では、この新法に定められている要配慮個人情報に加え、地域の特性その他の事情に応じ、条例で定めることによって、条例要配慮個人情報を定めることができます。

現在の条例では、要配慮個人情報については定めておりませんが、①思想、信条及び宗教に関する事項②社会的差別の原因となる事実に関する事項について取扱いの制限をしております。

しかし、新法では要配慮個人情報について、他の個人情報と同様に扱うこととなり、条例要配慮個人情報の規定を行っても取得制限はできません。条例要配慮個人情報を規定すると、個人情報ファイル簿という、名簿のデータなどの個人情報が集まったファイルについて、そのファイルの利用目的であったり、どのような個人情報を集めているかを説明するものに、条例要配慮個人情報の有無についても記載することになります。

また、条例要配慮個人情報の漏えいがあった場合、個人情報保護委員会に報告すること

が義務となりますので、それらの点で条例要配慮個人情報を定める意義があるかと考えられます。

それ以外については、先ほどのとおり、取得制限などはできず、他の個人情報と同様に取り扱っていくこととなります。

国の定める要配慮個人情報に加えて、この地域の特性その他の事情として新たに定める必要があるものについては現時点では想定しておりませんので、本市においては条例要配慮個人情報に関する規定を設けないことを考えており、その適否について審議会の意見をお伺いするものでございます。

次に諮問事項（３）について説明させていただきます。

本市では、個人情報ファイル簿に加え、個人情報ファイルとは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿、現在本市で作成している個人情報取扱事務届出を引き続き作成し、公表することを考えております。

新法では、個人情報ファイル簿を作成・公表する必要があります。

個人情報ファイル簿については個人情報ファイルを保有しようとするときに作成するものであり、個人情報ファイルとは、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて計算することができるように体系的に構成したもの、又は一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいいます。

そのため、ファイル形式がWORDのもので文書の中に名前などの個人情報が入っているものの、エクセルの表のように体系的に構成されていないようなものや、紙媒体で体系的にならざる個人情報を探るのが容易ではないようなものは個人情報ファイル簿にあたらないため、作成・公表の対象になりません。

個人情報ファイル簿について、国では、法が一本化される前から作成・公表されており、国は、個人情報が集められたファイルが不適切に利用された場合や、漏えいされた場合において、散在した個人情報と比べてひとまとめに保管された個人情報の方が、個人の権利利益の侵害の度合いが大きくなるため、個人情報ファイルの存在及び概要を明らかにすることにより、透明性の確保を図り、行政機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に役立てるとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識ができるようにするため、個人情報ファイル簿を作成し、公表してきました。

現在の木更津市個人情報保護条例では、個人情報ファイル簿ではなく、個人情報取扱事務届出を作成・公表しております。

個人情報取扱事務届出については、個人情報の取扱いの状況を明確にし、条例に反する取扱いを防止すること、また、市がどのような個人情報を保有しているか、どのように利用しているのかを市民が知ることができるようにすることで、自己に関する情報の開示等を請求する権利の行使の前提ともなるものでございます。

そのため、個人情報を取り扱う可能性のある事務につきましては、事務ごとに個人情報

取扱事務届出を作成・公表して参りました。

新法では、条例で定めることにより、個人情報ファイルとは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないとされています。

個人情報ファイル簿とは別の帳簿として個人情報取扱事務届出を作成する場合、個人情報ファイルに加えて別途作成することになりますので、当然実施機関の事務負担が多くなることが考えられます。

しかし、個人情報取扱事務届出を作成しない場合、個人情報を取り扱ってはいるけれども個人情報ファイルではないものや、個人情報ファイルであっても取り扱う対象者の数が千人未満のものについては、ファイル簿の作成の義務がなく、公表がされません。

そのため、市民にとって自己に関する個人情報の開示をするにあたり前提資料が少なくなってしまうこと、また、本市においても、規定に反する取り扱いを防止する策が減ることなど、現行より個人情報の保護が劣ってしまう可能性があります。

個人情報ファイル簿については、作成、公表しなければならない規定人数を法で規定されている千人よりも少ない数にすることも可能ですが、届出と同様に1人でも個人情報を取り扱うファイルを対象としますと、些細な名簿なども対象となってしまう、数が膨大になってしまうことや、市民にとってむしろわかりづらくなってしまいう可能性があります。

そのため、本市におきましては、個人情報ファイル簿については、法の規定により千人以上のものについて作成・公表することとし、ファイル簿に加えて、個人情報取扱事務届出を引き続き作成・公表することが望ましいと考えており、その適否について、審議会の意見をお伺いするものでございます。

次に諮問事項の（４）について説明いたします。

本市では、新法に移行するにあたり、新法が不開示としている情報、または不開示とされていない情報について、情報公開条例と不合理が生じることはないと考え、開示情報及び不開示情報を調整する規定を設けないことを考えております。

新法へ移行することに伴い、新法に定める開示情報、不開示情報と、情報公開条例で定める開示情報、不開示情報が異なる場合があります。

個人情報保護制度と情報公開制度は、そもそも趣旨、目的が異なるものではございますが、情報公開条例では開示、個人情報保護法では不開示とされている場合、情報公開条例で誰にでも公開できるものを開示としているにもかかわらず、個人情報保護法で開示請求をすると不開示であると不合理であるため、条例で定めることによって、情報公開条例との調整を図ることが可能とされております。

現行条例で異なる部分は、前回お配りした資料の2の18ページの表にある通りですが、基本的には法の規定にのっとり、実質的な整合をとることが可能であると考えております。

法に規定がなく、情報公開条例で不開示としている情報として、法令の規定により明らかに開示することができないもの、法律またはこれに基づく規定により主務大臣等から開示してはならない旨の明示の指示があるものがありますが、これらの情報につきましては、通常新法が規定している不開示情報に当てはまると考えられるため、この点について開示情報等を調整する規定を設ける必要はないものと考えております。

また、公務員の氏名については、法は不開示、情報公開条例は開示としておりますが、法の不開示情報の例外として、慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報については、開示となります。

この点につきまして、国の事務対応ガイドに追加がありまして、本日配付させていただきました右上に資料 4 と記載されている各行政機関における公務員の氏名の取り扱いについてを見ますと、公にすると、職務遂行に係る公務員の指名を求められれば応じるとの趣旨であるとされています。

本市では、服務規程において、職員証は、職務の執行に当たり職員であることを示す必要があるときは、いつでも提示しなければならない旨の規定がありますので、職員証に記載のある氏名について、本市では公にしているものであると考えられ、公務員の氏名については、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報にあたり、開示情報等を調整する規定を設ける必要はないものと考えております。

そのため、本市におきましては、新法と情報公開条例の開示、不開示情報について調整を図る規定は設ける必要はないと考えており、その適否について審議会の意見をお伺いするものでございます。

次に、諮問事項（５）について説明いたします。

本市では、開示の決定に係る期限について、法の規定の通り 30 日とし、期限を短縮する規定を設けないことを考えております。

新法では、開示請求、訂正請求、利用停止請求の手続き及び審査請求の手続きに関し、法に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないとしており、開示の決定に係る期限については、開示の手続きに関する事項であるため、新法の範囲内で短縮することが許容されています。

開示の決定に係る期限について、新法においては請求から 30 日としておりますが、現行の条例は 14 日以内としています。

新法においては、対象文書の多寡、開示、不開示の判断の難易、第三者からの意見聴取の要否、行政機関の事務の繁忙等の要素を加味し、30 日とされております。

一方で条例の 14 日という期間については、まだ個人情報保護制度が確立されておらず、既に個人情報保護条例を制定している自治体の状況から勘案し、14 日としたようです。県内においても 14 日以内としているところが多くみられます。

しかし、条例制定時と比べると、開示請求の件数は、条例が制定された平成 11 年は 3 件の請求でしたが、現在では年間 20 件から 30 件ほど請求があり、また情報化社会が進

むにつれ、実施機関が担う業務も増え、市が保有する個人情報の数も非常に多くなっており、さらに、任意代理人への開示請求に係る開示の実施が可能となることで、請求件数がどれほど増えるかが不明であります。

開示日数につきましては、短い方が開示請求人にとっては望ましいですが、現在の状況で14日以内という期限は事務処理の時間・内容を精査する時間としては厳しいところがあり、法と同様の30日以内を期限とすることが個人情報の保護に資すると考えられます。そのため、開示期限を短縮する規定は設けず、法の規定のとおり運用することを考えており、その適否について審議会の意見をお伺いするものでございます。

諮問事項につきましては、以上の5点になりますが、前回検討事項として挙げさせていただきました項目について、諮問事項としていないものがありますので、説明させていただきます。

まず、個人情報ファイルの作成にあたり、地方公共団体内部において事前通知を求める制度につきましては、個人情報取扱事務届出を作成する場合は市長に届け出るものとされておりますので、事前通知が不要となります。そのため、届出の作成の適否の中で検討することになるため、諮問事項とはしておりません。

次に、任意代理人への通知に関する規定ですが、実施機関がいかに本人確認を行っていくかという事務手続きの話になり、国に確認中ではございますが、更新されたQ&Aを確認しますと条例で定めなければいけない事項ではないと考えられますので、諮問事項とはしておりません。

最後に、審議会に関する規定ですが、新法では、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認められるときに審議会に諮問することができますが、現行条例のように個人情報の取得、利用等について、典型的に審議会への諮問を要件として定めることは、新法の規律と解釈の一元化という趣旨に反することとなり、認められていません。

現在木更津市では、審議会への諮問事項については、木更津市個人情報保護条例に基づくものと木更津市情報基本条例に基づくものがありますが、現在個人情報保護条例で定めております個人情報の取得、利用等につきましては、条例で規定することが認められておらず、意見を反映できる部分がないため、諮問事項とはしておりません。

今後、審議会への諮問事項については、木更津市情報基本条例に基づき、個人情報保護制度に関する重要な事項として諮問していくこととなります。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

小林会長 ありがとうございました。的確なご説明だったと思います。

さて、これから審議に入ると思いますが、項目ごとに前回審議会に改正の可能性のある項目を挙げて、それに絞り込みをかけられたという説明が最後にあったわけですね。様々な検討を加えた結果絞り込みがされて全体で5件の諮問事項が掲げられたということですね。

1番目の諮問事項から、先ほど私が言いましたように、皆さんの方からまず質問や疑問

点等がございましたら出していただいて、それに事務局の方がお答えになり、それがひととおり終わったら今度は諮問事項についてのご意見を伺うと。項目ごとにそういう段取りで進めていきますのでよろしくお願いいたします。

では1つ目の諮問事項についてですが、諮問の背景という項目が諮問書の中にありますけど、これは特によろしいでしょうか。質問とか意見の対象にしなくてもよろしいですか。

委員一同 異議なし。

小林会長 であれば、本題のイ、諮問事項の1(1)に入ります。何かご質問がございましたらお願いします。

現行でもそうですが開示に係る手数料を無料にする、そして一方で複写コピーにかかる手数料については10円と。これも現行どおりですね。

現行の方法を維持するということなのですかいかがでしょうか。新法によりますと、開示の手続きにかかる手数料の上限が300円というふうに新法では定められているとのことですが。

それでは私の方から1つ。これは1件当たりの開示にかかる、開示手続きにかかる手数料は無料にするということなのですが、その1件という概念がですね、例えば紙ベースのこの資料1枚を1件とする場合もあれば、何々に関する情報全部請求するんだという場合も1件ですよ。紙を1枚、ファイルから探して行ってこれですということになる場合と、それこそ大変な人手労力を要するような1件があるわけですよ。

そういったことも勘案した上で、それでもやはり無料でいいのだということですか。いわゆる大量請求の問題っていうのは、他の自治体、国の制度でも、かなり問題化しているのですが、そういった状況があるということも踏まえた上での無料ということですか。

河上係長 まず、大量請求の方についてなんですけど、1枚当たり10円で、最終的にその枚数が増えていくという形で、今のところ対応しているところがございます。

また、国の方は申請時に300円の手数料を取るという形でやっておりますが、国の方のメリットについては、手数料を先に徴収するっていうところがございますので、手数料を取りはぐれることというのは確かでないところがございます。

一方木更津市については、交付時に、写しの交付に係る手数料10円を取っておりますので、そこについては、開示されて取りにこないというリスクというのは確かにございますが、今のところ、木更津市の方でそういった事例はほとんどありません。

あと、行政文書の方になりますが、国の方は関連するものであれば1件として手数料として考えているところがございまして、どこまでの範囲がっていうところについては行政庁側での判断にはなるかと思いますが、例えば一つのファイルとしてまとまっている形で関連していきなるとなると、今会長の方から説明がありましたとおり1件ということになります。

一方、木更津市の今の現行の条例につきましては、閲覧については無料になっています

が、写しが欲しいという場合については、枚数によって10枚なら100円、20枚なら200円を徴収していくような形でやっております。以上になります。

小林会長 わかりました。そうすると、その個人情報保護制度の運用をこれまでやってきたその経験則に基づいて、今後のことを考えても無料としても差し支えないだろうと、ということですか。

河上係長 おっしゃる通りです。あとは、やはり300円にすることについては、まず値上げになるということも考えまして、大体今平均ですと10枚前後の申請で大体100円ぐらいが相場となっているところがございますので、値上げも少し厳しいだろうと勘案して、その方向性で考えているところがございます。

小林会長 これまで無料だったところを、幾ばくかの手数料を取ることになれば、今の当市の個人情報保護の観点からすれば、マイナス効果が生み出されるんじゃないかということですよ。

河上係長 はい。

小林会長 ということで何か他に質問がございますでしょうか。はいどうぞ。

金網委員 件数の確認で、本人が請求するときに例えば大きなタイトルで来ても、行政の方で保管している文書件名簿なりこの届出のタイトルごとに1件で数えると言う解釈でいいのですか。1枚だったらコピーすれば10円だろうけども、それが20枚あれば200円というふうになるってことですか。

河上係長 文書の方ですね。まず範囲を特定していく形です。開示請求が来た場合には、今、金網委員がおっしゃっていただいた通り、例えば起案の文書のタイトルから特定をしていく形になります。基本的には関連しているものを1件という形での考え方になっていきます。

そこからですね、本人の個人情報の開示請求になりますので、ご本人さんの方が要求している個人情報の開示の部分特定していきまして、枚数に最終的に反映させる形になります。もし国と同じように1件という形のとらえ方でいきますと、まずは、今おっしゃっていただいた、例えば市ではその起案となっている文書がございますので、そのタイトルとそれにどこまで関連しているかっていうところは、例えば、同じつづりの一つのファイルで関連性があるってものになりますと、やっぱり1件という形で考えていくものもでございます。以上です。

金網委員 そうしますと、文書の内容とか何かによって、例えばこのこういう厚い文書で、起案から最終結論まで文書体系としては掴んだとしても、これが1件と見なされるのか、その内訳の文書タイトルごとに1件ずつやって、そのうちに情報がいくつあったかわからないけども、そういうのは内容によってそれぞれ随時に判断すると、そういうふうに解釈した方がいいですか。

河上係長 おっしゃる通りです。やはり関連しているというものになってきますと、この手数料の考え方の中では国はやはり1件という形で考えていくところがございます。

あと、今回お渡ししましたQ&Aの方でも少し示されているところもございますが、関連するという形で、例えばAという案件の1,2,3,4…という形で繋がっていくようなものですと、1件という形でのとらえ方もあり得る形になります。

金網委員 はい。わかりました。

小林会長 他はありますか。

永野委員 確認ですが、国の新法の中では、開示請求の手数料額は実費の範囲内において条例で定めるとしているわけですね。それに対して先ほどの説明の中でいうと、木更津市は、実費手数料の上限は手数料8,000円と説明していますよね。それから、交付の手数料として730円が実費の上限だと説明をしているのですよね。

そうすると、国が300円というのは、実際実費の手数料が、例えば木更津並みに8,000円かかるけども、300円っていうように決めている。木更津市はそういったこともあるけども、今までの手数料の関係と、今後の情報開示の促進を含めると、従来通り本当は8,000円かかるけども、写しの10円だけにしましょうねと、そういう説明ですよ。なので極端に言えば、8,000円まで条例で定めることも可能ということですよ。

小林会長 いやそれは法律で300円と書いていますよ。

永野委員 法律は300円ではないですよ。実費の手数料の上限って書いていますから。

小林会長 その実費等の説明をわざわざ詳しくしていただいたというのは、行政事務一般に関する、これだけかかるのですよという観点からの説明なわけですよ。

もちろんこの個人情報の保護の事務についても同様なのですが、自己情報をできる限り開示し、場合によったら訂正請求とか、削除請求なんていう流れに行く場合もあるから、そういったことを考えて無料にしているということなのですね。

永野委員 案については問題ないのですが、一応実費としては8,000円かかる。だから、法律で言えば上限を定めるのは条例で可能ということですよ。

梅田主任主事 実費の範囲内でのというのがまず1点ありますが、さらに利用しやすい額にしないといけないというのもございますので、上限としては8,000円にはなると思われませんが、その中でも利用しやすい額であるかどうかというのをまた判断していかないといけないことになります。

永野委員 なるほど、300円というのはあくまで参考であって。

梅田主任主事 そうです。そこで、国の方は300円を利用しやすい額として考えて設定しているような状況でございます。

永野委員 分かりました。

小林会長 ほかに質問は、はいどうぞ。

清水委員 今のお話の中で開示に係る手数料ということでしたが、実態としては、閲覧に係る手数料というところが一番お金がかかるのです。

例えば私が閲覧を請求した請求人となります。開示決定が行われ、実際に開示をするときですが、自治体の職員が何人か同席して請求人が書類を持って帰ってしまう可能性もあ

るので監視をしている。ところがこの請求人が挙句の果てにもう一回見せろという場合ですね。または、閲覧した後に忘れてしまいました、もういっぺんやり直しというようなこともございます。ですから、閲覧の手数料を無料にしようというのは、あまりいい制度ではないような気がします。

もともと手数料の考え方というのは、国はファイルを整備しようというね、ファイルが整備されていれば、ファイル単位で「このファイルを見せてくれ」と言えるのですが、市町村においてはあまりそういうのがないのかもしれないんですけども、ほかの課にまたがっている文書とか、さらには、他市と共同して行っている仕事とか、国なら他の官庁をまたがっているとか、探すことについてもものすごく手間がかかる。更にはあるかどうかも分からない。

かつてドイツはこの問題について政府内で会議を開きまして、他の課にまたがるものは別で何マルクかかる等といったことでさらに値段が高くなっていく。情報公開ですが、無料から何円かかると。上限がいくらになるかという話と、無料となることはそんなに関係しないだろう。

個人情報自分の情報だからタダだというのはどうか。大量請求の話もあったが請求者が投網をかけるようではお金がかかってしまう。最初から絞ってればそんなに時間もコストもかからない。

私に関する一切の情報を出してくれ、という嫌がらせに近いものでも、行政機関との打ち合わせで、「あなたに関する情報はこれとこれとそれからこれがありますよ」と提示され、その中で「それが欲しい」となってくればそれほど苦労しないのですよ。「一切の情報が欲しい」と言ってくる人には、こういうことができる可能性があるのです。

かつてある自治体に対して、これは情報公開の開示請求ですが、その自治体が今まで争訟で争った事件についての「一覧表」が欲しいという請求がありました。

一覧表は作成していないからと自治体はその請求を拒否することとなりましたが、裁判まで発展して、最終的にはそのような争訟事件を整理したデータが出来上がり、請求者に情報を渡すことになり、請求者の目的が達成されました。このようにして、自治体を持っている情報、ファイルを整理させるような開示請求もいつきは盛んにありました。

したがって何を申し上げたいかというと、ファイル単位で情報が整備されると分かっているならば、そしてその単位で請求をしてもらえば、必要なものが出てくるということがはっきりわかっているならば、この問題は全部終わりなのです。そのあたりをどうお考えになっているのか。

小林会長 清水先生ありがとうございます。時間の関係もありがとうございます、今は質問の時間なので、すみませんがよろしくお願いたします。他に何かご質問があれば、ございませんか。

であれば、意見の時間にいたしますが、従来どおり、開示に係る手数料を無料とし、複写にかかる手数料としては10円ということが続けたいというような市の諮問なのですが、いかがでしょうか。

金網委員 異議ございません。

小林会長 それがご意見ということですね。簡潔明瞭で結構だと思います。

またはご意見を持っているけど、意見を出すにあたってこの点だけは聞いてみたいというようなことも質問になると思われませんが、そういうことも含めて、何かございませんでしょうか。

武田委員 1枚10円という算定というのは、自分の情報も10円っていうことでよろしいんでしょうかね。自己の情報も含めて、他人の情報のみならず、自分の情報も確認したいということで、その手数料も10円ということで、よろしいですかね。

小林会長 どういうご意思のお話でしょうか。

武田委員 私の情報が知りたいということでやったときに、その状態で請求するとどうなるかということです。

小林会長 ご自分の自己情報の開示であるとか、場合によっては訂正などを要求できるというのが、個人情報保護制度です。従って自分の情報を開示請求して、それに関連して他人の情報もくつついてくる可能性もあるわけですよ。そういう話ですか。

武田委員 自己の本当の情報を、行政がどのように把握されているかわからないので確認したいっていうことの場合です。

梅田主任主事 現行もそうですけれども、現在は自分の情報を見たいという場合に、閲覧であれば、手数料は無料とさせていただいております、さらにその写しの交付が欲しいという場合であれば紙をお渡しすることになりますので、1枚当たり10円の手数料を徴収しているような状況でございます。

武田委員 はい、わかりました。

小林会長 皆さんからいろいろ意見が出され、それを踏まえこの審議会としての各種諮問事項に対する適否を判断するわけですから、よろしいでしょうか。

そうすると、皆さん全員がこの諮問に対して適切であると、何か条件を付し、付した上で適切とするっていう考え方もあるわけですよ。これについては、一応行っていく必要がございますでしょうか。ただこれこれこういう場合に限っては、開示に係る手数料を取らなければならないんじゃないか、というような形で条件つきのが適当と言うこともあり得ると思うんですけどそういったものはどうでしょうか。

清水委員 ひとつ条件をつけさせてください。

この個人情報開示の請求、自己情報の開示というものは、行政の持っている自分の情報を知るというのが目的であり、その情報が間違っていれば訂正してほしいとか、その情報は不要だから廃棄してほしい、という議論のスタートのものなのです。

もし、これが役所のもっている情報を訂正してほしいとか、廃棄してほしいとか、そういう話になったら、そもそも開示の手数料を取るといっておかしいところもあるのではないのでしょうか。そういったときには手数料を無料にするとか、そういうところもできないのでしょうか。

それに対して単に情報が欲しいと、家族内の紛争を解決する場合とかということは、正直無料にするのはどうなのかというところです。財政的にも余裕があるのでしょうか。

小林会長 今のお話は、補足意見というかたちでしょうか。

清水委員 そうですね。財政的にやれるものであれば原案どおりで結構ですが。

小林会長 適否に関しては、清水先生も適の立場ですが、それを今補足されたというような形ですね。それでは事務局は補足意見として、承っておいてください。他になければ、諮問事項の2番目に入ります。これについて質問はございませんでしょうか。まず質問の時間です。条例要配慮個人情報というものを、本市とすれば設ける必要がないという市当局側の判断ですが、これについてまず質問はございますか。

金網委員 前回の資料のところで、木更津市の条例では現行もこういう要配慮個人情報は規定を設けておりませんということですよ。これが事実ですよ。それで設けていなくて、今まで支障がなかったわけですよ。支障がなかったから、今回の諮問の中でも現行と同じようにこの規定はいらないでしょうと。そういう原案で諮問をしてきたと、そういう解釈、受け取り方でよいですか。

河上係長 はい。要配慮個人情報というものは、今回の法の定義と同じものは今までの条例ではありませんでしたが、木更津市としては、やはり社会的な差別に起因する情報について、それから思想信条の情報については、これはいわゆるセンシティブ情報という形で、法令の定めであるとか、審議会に諮問をして、簡単に言えばOKをもらえれば収集するのも可能というような収集の制限を設けておりました。

今回の条例要配慮個人情報という、国の定義のものではないのですけれども、同じように機微性の高いセンシティブな情報という規定は、今申し上げたところで持っておりまして、取得の制限とか、そういったことはやっておりました。

金網委員 わかりました。

小林会長 関連してですが、今の河上さんの説明の中に、そういった機微性の高い情報については、それを取り扱う場合や収集なりする場合は、法律で収集してよいとの規定がある場合、そして法の規律がない場合であっても、この審議会を行って、この審議会に諮らなければならない、という規定が今の木更津市の個人情報保護条例にあるということですよ。その手続きに関しては、いくつか新法との兼ね合いで存続させるのですか、存続してもよろしいのですか。

河上係長 そのような現行の条例と同じ規定については、国の方からは、定めてはならないというような形の方針が定めてあります。国としては、このような要配慮個人情報も含めて、他の個人情報と一緒に適切に管理をしていく形の中でやっていくというところで、今木更津市の方が、現行の条例で置いております思想や信条の情報などの収集や取得を制限するという点については、今回の法の趣旨、情報の流通や利活用という観点の趣旨に反するということがございまして、そこについては規定を設けてはいけないという国の方針が定められております。

小林会長 だからそれに伴って、条例の改正が必要になるとのことですね。ただその部分の削除ですね。

河上係長 おっしゃる通り、その部分は削除になります。

小林会長 それは今回の諮問案ではないわけですね。これはつまり法律で義務づけられているわけだから、もう機械的にその削除をしなきゃならないから、適否を論ずる必要はないということですよ。

河上係長 おっしゃる通りですね。

小林会長 この要配慮個人情報に関しては、国や自治体あるいは自治体間において、齟齬があってはならないという考え方ですね。それがいわば今回の個人情報保護制度の統合、ということの一つの課題だというふうに理解していいわけですね。わかりました。他のご質問があれば、はい。

山田委員 木更津市で、その条例要配慮個人情報っていうのを設けないというのはいいと思うのですが、僕がそういうものの検討がつかないからなのですが、その適否を判断するために、木更津市以外、他のところでこういう条例要配慮個人情報っていうのを設けますっていう例を聞いたのであれば、教えてもらいたいのですが。

小林会長 近隣の自治体とかそういうことですね。いかがですか。

河上係長 今、近隣市ですと袖ヶ浦市さんの方は設けないというような形で情報があります。ほかに情報があるか調べますので、ちょっとお待ちください。

あとは国の方が示している条例要配慮個人情報で想定しているものについては、本人がある一定の地域の出身者である事実などがあります。

山田委員 部落とかということですか。たとえば、どこの市ではそういうものを設ける予定があるといものは聞いていないですか。

河上係長 今のところは聞いておりません。

山田委員 わかりました。

池田委員 初歩的な質問で申し訳ありませんが、これを設けると設けないとだと何がどう変わってくるのですか。設けるとどうなるのですか。

河上係長 設けることによってですね、要配慮個人情報という形で、もし情報が漏えいした場合には、今回監督される国の個人情報保護委員会の方に報告をする必要がございます。

あと、個人情報ファイル簿っていうのを今後作成していくのですが、そこにも条例要配慮個人情報というのを扱っているという形で示していくところが普通の個人情報とは差がございます。

池田委員 つまり、要配慮個人情報というものを定めた場合に、その個人情報のその一人ひとりのファイルに要配慮個人情報という欄があって、そこに、普通だったら書かなくていいこととかでも記載されることになってしまうから、それが漏えいしたときにはまずい、というような話を今されているのですよね。違いますか。

河上係長 国の方も、やはり取扱いに配慮を要する情報という形で規定しておりまして、もともと、先ほど梅田の方から説明がありました通り、たとえば障害者の情報ですとか、そういったものは、法律において要配慮個人情報として定めているところがございますが、まさにそのところ、特に配慮を要する個人情報という形ですので、そういったものを取り扱っている場合には、個人情報ファイル簿の方で明示する必要があります。

また、他の個人情報と違うところとしては、先ほど申し上げましたが、個人情報保護委員会の方に報告をするという必要が市の方もあるという意味では、違ってくるところです。そこについてはある意味でプレッシャーがかかるような形で取り扱っていかねばならないのかなとは思いますが。

池田委員 多分ここで話し合うべき内容っていうのは必要かどうかって話ですよ。ですから、必要じゃないのであれば、その必要じゃない根拠が出てくればそれで話が終わりだと思うのですけれど。

例えば、ここに設ける必要があるかという話。病歴とかって多分設けていようが設けてなかろうが、かかりつけのお医者さんがわかれば十分じゃないですか。強いて言えば犯罪の履歴とかは載つけたほうがいいかなと思うのですけれど。

でも、それをこう乗っける必要がここになくて、さっきの病院のカルテみたいに他もあるから載っける必要がないのであれば、今まで通り別に載っけなくてもいいのではないのでしょうかと思うのですけれど。

他でも、そういうものがちゃんとファイリングされて、例えば警察とかでファイリングされているので、この要配慮個人情報を個人情報ファイルに設ける必要があるのだったらやった方がいいと思うのです。

他ではやってないのでとか、なんでわざわざ載っける必要があるのかっていう根拠みたいなものが人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、それぞれに必要性があるかどうかっていうのが、いまいちちょっとよくわからないので。

小林会長 ちょっと待ってもらっていいですか。話の前提ですね。

言っておくと、本市の地域性とか、或いは独特の歴史に根差した差別事項があるか、つまり要配慮個人情報を設ける必要があれば設けると。本市はその必要性を出してないでしょう。

だから、これは要りませんと言っているだけであって、あなたが言っている犯罪などはこれは国の法律で、要配慮個人情報と定められているわけですよ。本市が、検討する余地がないわけです。いいですか。

本市が検討しなければならないのは、地域に伝統的っていうか歴史的に、例えば、この辺の地域だけ差別事由になってきた、そういったものがもし現実にも今でも厳然としてあって、それに基づいて条例で要配慮個人情報というものを設ける必要があればね。だから本市はその必要性も認めないと言っているわけです。よろしいですか。ここまで。

今その議論をしているわけです。犯罪の履歴等は、要するに議論の余地がない。よろし

いですか。

池田委員 そうすると今ここでは必要か必要じゃないかの論じ合いではないと。

小林会長 犯罪のことに関してですか。

池田委員 犯罪じゃなくて部落云々の話。その部落出身者なんて今おっしゃった話ですね。

小林会長 だからそれは法律でカバーされるわけです。法律でカバーされていない事項があつて、この地域特有の差別事由みたいなものがあれば、それに基づいて本市なら本市でオリジナルの要配慮個人情報に設けるか設けないのか。本市は設ける必要はないって判断しているわけで、それについて我々は適否を今議論しているわけです。よろしいですか。

池田委員 はい。

小林会長 ご意見なにかあれば。

池田委員 それであればいいです。

小林会長 はい。ということです。他に。

清水委員 外国人はどうですか。

河上係長 なかなか難しいところではあるのですが、外国人という形だけで、この差別的なものに繋がるというところがあれば、やっていかなければならない部分かとは思いますが、一応ここは国の方が方向性を示しているところございまして、外国人という情報だけですと法的地位というような形でして、それだけでは要配慮個人情報に今のところは含まないというような方向性を国の方で出しているところでございます。

小林会長 外国人というふうに言われたように国籍がどこかということでしょう。外国籍、日本国籍、はたまた無国籍って場合もあるから、国籍の有無とか国籍の内容ということに基づいた何らかの差別偏見があると。本市にはそういうことございしますか。

曾田次長 今会長がおっしゃられたような、状況については、市では把握しておりません。以上でございます。

小林会長 ただ近隣の自治体においてもでしょうか。隣の袖ヶ浦とか。

曾田次長 私が知る範囲になってしまいますけれども、よその近隣市からそういう話を聞いたことはございません。以上でございます。

小林会長 ということだそうです。質問はここでいいですか。どうぞ、ご意見、はい。

山田委員 まだ条例はみんな立ち上がってきてないわけだから情報入ってないと思うんですけども、狭い範囲でわかってないって部分があると思うので、これから出てくるとすると、見てみたらこういう問題があるんだな、こういう条項があるんだな、問題になるんだなっていうのがあるのじゃないかと思うのですよね。

ですから、とりあえずこれを作るにしても、今後日常的に、他市、市町村でどういう条例要配慮条項っていうのを作っているのかっていう情報を集めて、新たなものが出てきたのであれば、逐一吟味するという作業が必要になってくるのではないかとというふうに思います。

小林会長 大変重要な意見だと思います。例えばね、この項目の答申に、例えば今山田先生

が言われたようなことを、ただし今後の動向に応じては条例の改正を要すると、条例を改正するのが望ましいというような形で付け加えるわけですね。ありがとうございます。

一つ当市の重要な部分が、山田先生のご指摘ででき上がったんじゃないかみたいな感じを受けました。ありがとうございます。他にご質問、ご意見がございましたら。

この適否に関しては、今山田先生の貴重なご意見、この補足意見というのでしょうかね。山田先生はもちろん、これについてご異議はございませんね。山田先生の貴重な補足意見をいただいたっていうことをお忘れなく。それでは次の項目をお願いします。

金網委員 事務局方に確認なのですが、さっきの説明ですと、法律だと個人情報ファイル簿は1000人以上、それ以外のやつは、今までの個人情報取扱事務届出で、そういうふうに1000人を境にして、要するに二段階方式で扱いたい、ということですか。

河上係長 はい。今回法で義務づけられておりますので、ファイル簿については1000人以上のものについては作ります。それと併存させて今まで事務ごとの個人情報の取扱について記載しております個人情報取扱届というものについても、一緒にやっていく形になります。

なので、ファイル簿の方はデータベースごと、ファイルごとという形で定めていくものになるのですが、事務ごとに個人情報の取扱を決めている個人情報取扱事務届出の方も、今すでにもう作ってあるものもございますので、それを経過措置などで残しつつ、ファイル簿と届出を両方やっていく方向で考えております。

金網委員 2種類を併存させるってことであって、例えば一つの1000人以上の名簿というか、そういう情報がある、ダブルってことじゃないですね。1000人以上のものがこの届出と両方あるとか、そういうことではないでしょ。1000人以上のやつはファイル簿で、1000人以下は届出と。そういうふうに併存もさせるけれども、扱い方としてはダブるけど、情報の収納の仕方というのは、一つの情報に一つとかですね。

人数に関係なく全部届出をさせて、そのうち1000人以上のものが個人情報ファイル簿ということで、ダブって登録というか、そういう形じゃないんですね。

河上係長 今回ファイル簿の方が事務ごとのものではないというところがございまして、例えば、何か市の方が通知を送るための宛名台帳みたいなものがございましたら、それは一つのデータベース化された個人情報のファイルになりますので、それについてファイル簿で、実際の事務については宛名というシステムを何の事務で使っているかっていうと、例えば国保の通知だったり税の通知だったりっていうことになりますので、事務イコールファイル簿という形じゃない場合もございますが、金網委員がおっしゃった通り、例えば定額給付金の支給という形になりますと、事務とファイル簿が重複することがございます。

金網委員：じゃあ、今までの届出は今まで通り全く100%同じようにあって、それにプラス1000人以上がファイル簿として入ると、そういうことになるんだ。

河上係長 おっしゃる通りです。悩ましいところではあるのですが、法で決められているの

で行わなければなりません。

金網委員 行政の事務とか何かといってもね、今までの届出事務って多分非常に大変だったと思うのだけど、それにプラスこの個人情報があるってことだよ。そうすると、職員だっている仕事をもちながらだからね、事務量の負担がさ、ものすごいんじゃないのこれ。結局、税金の中から使うわけだよ。今度三法統一とか国がこういう統一的なことをやってきたってことは、経済合理性とかさ、個人情報保護もあるけど、いろんな目的の中に入れてやって、多分今、現状の個人情報がビッグデータとか、いろんなものに対応するように現実に合わせて一本化したってことだよ。

それで各市町村によって色々課題や問題があったりとかするんじゃないかと、統一的に処理して、合理的にスムーズに情報関係の処理をしたいとそういう趣旨で法も変えてきたんじゃないかと思うのだけど、その中で現状の部分は現状のままでそれにプラスアルファっていうと、国がそういうふうに全体のね、今の情報の流れの中で、支障をきたしたりして、法改正までやってきた作業に事務量として逆行をするんじゃないかっていうのが1点と、逆にそれを残すことによって、個人側の立場に立つとそれによって、個人にとってはそれが確実にメリットになるってということなのですか。

会長の発言に比較衡量というのがありましたけど、そういう比較をしても、やはりこういうふうに市としてはやりたいと、そういうことなのですよ。

小林会長 そういうことなんですよ。

河上係長 はい。

小林会長 ご意見が入っているようだけど、意見のようで、実は際どい質問のように聞こえたけどいいですか。今委員が言われたようなことを踏まえて、我々は意見を言わなきゃならないと。

で、事務局の判断とすれば、まさに比較衡量した上で、確かに事務量、行政の効率徹底からすればそれはマイナス、しかしそれを上回るだけの何かメリットがあると。

事務を並行してやるってことは、それはつまり個人情報の保護の拡充に繋がるからっていうご判断なんですよ。

河上係長 おっしゃる通りです。

小林係長 ということです。

金網委員 そうしますと、個人情報保護条例を作った最初のうちは年間の開示請求は3件ぐらいしかなかったけど、最近は20件ぐらいあったと。今まで20件受けた中の請求の内容というのは、全体の情報量として、国が言っている1000人以上だとどれぐらいファイルのボリュームがあって、それ以下だとどれぐらいあるのかっていうのは、具体的に、大体見込みでわかりますか。

河上係長 現在の個人情報の開示請求で見ますと、自身が印鑑登録証明をした申請の申請書の開示請求等がありますが、1人しかいないですね。

あと、介護保険の情報の開示請求など、確かに委員のおっしゃる通り開示請求されてい

るものの多くは1000人以上になっているものも確かに多いと思いますが、委員からお話があった重なっているものについては、確かにそこは、カバーできる部分があればいい意見をいただいたなと思っていて、全く同じものが二つ並列するという可能性があるのだったら、確かにどっちか一つに合わせるっていうのも良い意見だなと思いました。

小林会長 よろしいですか。時間もございますから、必要でしたらどうぞ。

金網委員 今までは全部、1人であっても全部出して（取扱届出を）作っていると。例えば木更津市独自で100人とかね、そういう1000と0の間の数字を使うことも可能なのですか。

河上係長 作成するファイル簿の人数を下げるということも可能は可能ですが、やっぱり一から全部ファイル簿を作るというのは、まず初期のところがすごく大変かなというところはございます。

小林会長 わかりました。

永野委員 ちょっと確認ですが、現行の条例の中で、事前の通知があるじゃないですか。これは今後存続するのか聞きたいのですが。

河上係長 事前の通知は収集する前に市長に事前に通知するという形で続けていく方向で考えております。実際には総務課に合議という形で回ってきますが、そこでチェックしているところもございますので、続ける予定です。

小林会長 この審議会との関連で言えば、従来の条例の個人情報取扱事務届出、その報告がこの審議会に上がってくるわけです。永野さんもお経験あると思うんですけど、審議会の主要な業務みたいになっているのが実態で、この審議会で、報告という形ではあるけどチェックをかけるということが、今度のファイル簿と並行して今後も続けるというふうになるというわけで、そうですね。

永野委員 審議会そのもののあり方が変わってくるのですよ、条例の中で。

小林委員 いや、これは変わらない、変えたくありませんっていう、市の方のご意見なんですよ。個人情報取扱事務届出に関しては従来通り、ということなんですよ。

河上委員 はい。現段階ではそこは従来通りと考えています。

小林会長 審議会でも報告することも変わらないってことですよ。その点どうなのですか。

曾田次長 すみません、届出の報告についてなんですけども、今日この場でなかなか確たることは申し上げられませんので、一旦今日のところは持ち帰り、整理をさせていただければと思います。

小林会長 保留ということですか。

曾田次長 はい。

小林会長 他に質問があればお願いします。

渡邊委員 審議会に個人情報取扱事務届出が挙げられないのかなと思ったので。その点であるとか、悩ましいとか、今後、というようなお話もございましたけれども、維持されるにしても、今後、個人情報取扱事務届出等の制度の改廃などというのは、ご検討されて

いるのでしょうか。

曾田次長 一旦、検討させていただければと思います。

小林会長 従来通りって場合もあれば、新法の趣旨、目的に合わせた形での変更ってこともありうるってことですね。

曾田次長 はい。

小林会長 他に質問なければ、意見ということでいかがでしょうか。適否ということに関して、これは適切だと考えるという方はいますでしょうか。

渡邊委員 適切だとは思いますが、別の委員の発言の中でご意見があったように、事務のご負担であるとか、重複の問題であるとか、今後のあり方については継続で検討されたいというふうに思います。

小林会長 わかりました。補足意見として、貴重な意見をいただきました。他に補足的なご意見がなければ、この項目はここで終わりとなります。一旦、ここで休憩とします。

小林会長 それでは再開します。次の諮問事項をお願いします。諮問事項の4ですね。何かご質問がございましたらお願いします。

渡邊委員 すみません。確認的なご質問になってしまいますが、前回の審議会でお話がありました公務員の氏名の開示については、資料4が今回ご提出されまして、冒頭の趣旨説明の中で条例との間に齟齬がないということによろしかったでしょうか。

河上係長 はい、おっしゃる通りです。個人情報保護法の中で、慣例として公にされ、あるいは公にすることが予定されているもの、国の方は国家公務員の名前を入れているところと、あと市の方も服務規程で名札の着用と職員証の提示をするということがございます。そうすると、市もこの慣例として公にするという部分で読めると考えました。

小林会長 他にご質問等がありますでしょうか。情報公開条例と、新法と、そして個人情報保護条例の間に、条例の規定、それぞれの条例の不開示事項に関する定めですよね。どちらかの条例では不開示であったにもかかわらず、別の条例に基づいて開示請求したところ開示されたといったような不合理な結果を招かないようにするということが必要なのではないかという、そういうご趣旨ですよね。しかし検討された結果、そういう不合理な結果を招くことはないというご判断のもとに、つまりこの改正を要しないという市の判断についての適否ということですよ。

清水委員 本市の公務員についてはご説明いただいた内容でよいと思うが、他の自治体の職員あるいは国家公務員はどうか。

河上係長 情報公開で請求が来たケースについては、わからない場合には意見照会をかけて確認をしていくという形を考えております。

清水委員 その場合、公表を求められる名前というのは、いわゆる善行表彰といいますか、名前を出すケースと、あまり好ましくならずとした場合と、両方あると思うが、その辺の区別はわかりますか。例えば警察官の名前は一般的には出さないということが通例になっ

ていて、何で出さないかという捜査に影響があるからとのこと。いろいろな理屈はつきますが、同じ個人情報の扱いでも適宜使い分けているような気もするが、それはやっぱり意見照会しかないですか。

河上係長 こちらとしても判断がつかないというものについては、最終的には意見照会をしたうえで判断していくしかないのかなと考えております。

清水委員 大変じゃないだろうか。

小林会長 清水先生よろしいですか。

清水委員 はい。

小林会長 意見照会とはどういうものか教えてくださいませんか。具体的にどのような段取りで進められるのか。

河上係長 例えば情報公開条例では、市が判断をするにあたって、例えば法人の不開示事由に当たるようなケースなどでは、何がノウハウに当たるだとか、不開示事由に当たるものなのかっていうところがわからない部分もありますので、そのところを確認するために、対象となっている文書に記載されている企業に意見照会という形で文書で照会をかけて、1週間や2週間という期限を切って回答をもらって、その内容を精査した上で開示・不開示の判断をしていくという制度となっております。

小林会長 なるほど。他に質問等がございましたらお願いします。

ないようなので意見に移りたいと思いますけど、この市側の判断について適切かどうかに関してご異議はございませんでしょうか。或いは補足意見があれば、適切だとは思いますがこういう理由で私はこう思うのだと、そういう意味での補足意見ですね。ございませんでしょうか。

清水委員 個人情報に対しては、伝統的なプライバシーの概念もあるので、できれば本人の意向を聞く、最大限本人の意向を聞くという余地を残しておいていただきたいと思えます。

小林会長 補足意見ということですね。

清水委員 はい。

小林会長 素朴な疑問なのですが、この諮問というのは、何も手をつけない、現行の条例を改善しないという趣旨なのですよ。そうすると諮問する必要が果たしてあったのかっていう、素朴な疑問も湧いてくるのですがその点はいかがですか。

河上係長 その点については、やはり整合を図るために規定を合わせるという議論が出ることもあり得るかと思ひ諮問しました。場合によっては、制度は違いますが情報公開条例に手をつけるという可能性も考えており、国の方では条例案まで示しています。

当市としては、規定の仕方は違いますが、結果として不合理がないようにできると考えまして、非常に難しい諮問になってしまって恐縮なのですが、この考え方、方向性でいいかを諮問したところです。非常にテクニカルなところが多く恐縮なのですが。

小林会長 この公務員の氏名の取扱いに関する今回の文章（諮問）で説明されているところ

を見ると、このことに関してはクリアされたと、不合理な結果を招かないのだと、それが論証されたのだということなのですよね。であるから、諮問としては、いずれにも改正を加えないと、それについていかがでしょうかということですか。

河上係長 はい。

小林会長 仮に公務員の個人名以外に不合理な結果を招くようなことというのは考えられないのですか。

河上係長 情報公開条例の方で、法令で法令秘としているものについては開示しない旨の規定がございまして、同じ規定が個人情報保護法の方にはないという点がございました。

これについては、国がQ&Aで考え方を示してございまして、基本的には個人情報保護法の方で定めている不開示事由の中に当てはめて、不開示かどうかを判断していくということになります。例えば、今まで本市であったケースですと、税の守秘義務に該当するようなケースなどがございまして、それについては法令秘ということで不開示と考えたところもございまして。

今回、個人情報保護法にはそういった法令秘での不開示というところはないのですが、中を見ていけば個人情報に該当する部分もございまして、あと、税について、いわゆる事務事業情報のような形で規定している、前回お渡ししました資料2の20ページにもあるのですが、20ページ下から5段目のところがございます「ハ」の部分、「租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」などの規定などを見ていきますと、これによりカバーができて、不合理な形で片方が開示、片方が不開示というようなことにはならないと考えた次第です。

小林会長 わかりました。私自身が質問に戻ってしまって申し訳ないです。こういうことを踏まえた上でいかがでしょうか。適切であるということに何かご異議がある方はいらっしゃいませんね。

それでは、この項目に関してこれで終わりとなります。

次は、最後の諮問事項になります。5番目の諮問事項について、まずご質問があれば、出していただければと思います。

山田委員 14日という制限を30日に延ばす、それでいいと思っているのですけれども、その理由は、別に30日ぎりぎりにしなくたって、もっと早く開示できるものであれば開示できるからそれでいいんじゃないかって思っています。

それで、今までの実績として、14日の制限があったのだけれども、開示できるものはどんどん早く開示していたのだという実績があれば、そういう前提が取れると思うのですが、それには今までどうであったかっていう実績がわかれば参考になると思うんです。

先ほどの説明で、開示請求の件数が増えてきて、きつくなってきたという説明で何か防衛線を張られてしまったような気がするのですが、現状ではもう、ぎりぎりの14日ぐらいで、全部開示しているってということになるのか。なるのだとすると、今まで大変だった

んだから、30日になったのだから30日で開示すればいいよってことで、14日でぎりぎり開示していたものが30日に寄らないか、要するに横着するようになるんじゃないかという心配があるんですよ。

今までの実績として、どのくらいの期間で開示されていたかという数字はあるのですか。

河上係長 個人情報の開示の決定は、概ねぎりぎりの14日で決定をしています。あと、補正を求めたケースについては期間が伸びているものがございますが、基本的には14日ぎりぎりまで開示決定をしているということになります。

永野委員 30日に延ばすのは賛成ですけれども、それは今後、任意代理人の確認みたいなものが出てくると思うので、14日ではなかなか難しいからということかと思います。任意代理人の手続きに関する規定を条例に定めることは今回の諮問に入っていないのですが、これはどういう扱いになるのでしょうか。

河上係長 国が示しているガイドでは、任意代理人が本当に本人から委任を受けて申請しているのかという確認については、必ず条例で定めろとは記載をしておらず、手続きに関することなので、条例に定めずとも本人が意思を示して委任しているということを確認してもいいとあります。

ただ、Q&Aの方では、条例で手続きに関することを定めることもできるという記載もありましたので、実は個人情報保護委員会に質問を投げかけているのですが、回答はまだ来ておりません。Q&Aでなくガイドの通りやっていくとなると、条例で定めなくてもできるということで、あえて諮問の中には入れておりません。

永野委員 任意代理人に対する強制的な部分っていうのは、ガイドラインと条例では意味合いが違ってくるので、今後いろんな任意代理人が出てきたときに条例化しておくっていうのは、ある意味では守る面でも大事なかなと思うので、今後国の動向も含めて検討して欲しいと思う。

小林会長 適切っていう皆さんのご意見が出された場合の貴重な補足意見として、ありがとうございます。これまでの実績というのでしょうか、代理人が現れるようなケースというのは、木更津市ではいかがでしょう。

河上係長 開示の請求だけ任意代理人に認めており、実施は行っておりませんが、今具体的な件数は申し上げられませんが、毎年必ず何件かはございます。

小林会長 ただどうしても、例えば重い病気に、或いは寝たきりの状態で本人がどうしても来たくても来られないっていうケースがあるわけですね。それで任意代理人と。ただ、それ以外の色々なケースが考えられるから、やはり今の永野委員のご意見は必要だと思いますね。補足意見として承ります。

他に質問ございませんでしょうか。なければ、適切不適切についての皆さんのご意見をお伺いしたいのですが、適切であるということにご異議がある方がいらっしゃれば、ないということですね。それで、先ほどの永野委員のご意見も補足意見としていただければとい

うことです。

以上ですね、諮問事項に関することは。

小野上委員 すみません、適切であるという意見に全く異論はなくて、この方向性でいいと思うのですが、立法動機といいますか、説明ぶりというところなのですけれども。答申案にどのような形で文章化されるかっていうのは私の方でも詳細を把握はしていないのですが、例えば、いわゆる実質的に見るとマンパワーの問題とかがあると思うのですけれども、30日に、いわばその期限を短縮する規定を設けないってことは実質的には延長するという事だと思っておりますが、その場合にそれはポジティブな方向での延長であるのだということが、その答申案なり何か今後市民の方へのご説明なりがなされるようなことが保証できるのかということが一つ気になっておまして。つまり、より丁寧な確認とか、より丁寧な事務ということを担保するために、今般30日ということで、実質的な延長ですけれども、期限短縮規定を設けないことになるのだというのが理由になると考えてもよろしいのでしょうかという、質問というか、その方がいいんじゃないかなというふうに思っておりますという意見なのですけれども。

小林会長 当然ながらというのでしょうか、諮問するにあたってはもちろんポジティブな立場に立ってですよね。

例えば、期間が延びれば、事務職員がそれだけ楽ができるからなんていう、そういう考え方のもとではないと、あくまでもこれは個人情報保護を拡充すると、文字どおりのポジティブな立場に立っての延長ということですよ。

小野上委員 はい。

小林会長 もちろんそのことを我々は受けて、答申の中に盛り込むということになるのだと思います。

これはご意見、もう文案までのご意見も出された。ただ、これもやっぱり文案にまで及んだ一つの補足意見として承るということにいたしましょう。他になければ。

山田委員 さっきの流れの続きになるのですけれども、今小野上委員の方から30日延びるにはそれだけ丁寧になるからなんだっていう、裏付けがあるから承認するんだみたいなお話があったのですけれども、私の方はそうではなく、法律で統一しようとしてるわけだから30日なら30日でもいいと思うのですけれども、今まで大変だったってことであれば、期限が伸びるのは構わないのですが、さっき言ったみたいに、横着するってことであれば私は納得できないのですよ。

だから、30日になったからといって、これから開示が全部30日でみんなこう詰まっていくってことだとすると、ちょっと僕は納得できないところがあるので、一つはその辺のところを検証して欲しいのと、開示できるのであればどんどん開示していく、30日待たずにやっていくっていう方向で、実務運用を行ってほしいというふうに考えます。

小野上委員 山田委員のご意見に反対ではなく、賛成の立場です。私は両立すると思っております、立法動機的に、これが制度理念としてよりよい方向性に向いているのだとい

うことがあって、その上で、実務運用としては山田委員がおっしゃるような実務運用がよろしいのではないかというふうに思っていますので、両立可能ではないかというふうに思っております。

小林会長 2人の大変貴重なやりとりも補足意見として受けとめていただければと思います。他に特にご意見がないということですね。改めて適切だという意見が正解だということですね。

これにて諮問事項に関する討議は終了ということになります。

今日冒頭申し上げましたように、事務局の方から今日の質疑応答についてまとめていただいて、頃合いを見計らって先ほど名前を挙げた方々に検討していただいて、次回の審議会までに答申の正式な案というよりも、答申の草案のようなものを作り上げてそれを次回の審議会にお諮りして、最終的な文案というのをまたこういう形で皆さんと一緒に入れると。そして答申を、案から正式な答申を作成し、市長に答申するということとなります。以上です。

この議題はこれで終わりということで、次の、今日はもう一つ、その他ございますか。

河上係長 前回審議会の方で報告させていただきました消防職員の職務上知ることができた情報の漏えいについて、追加報告を行いたいと消防本部の方から申し出がございました。追加の報告をさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

小林会長 どうぞ。

河上係長 それでは、消防職員による職務上知ることができた情報の漏えいについての追加報告について、消防本部より説明をいたします。

石井次長 消防本部消防総務課の石井と申します。もう1人は課長補佐の森でございます。消防職員の職務上知ることができた情報の漏えいについてご説明いたします。

令和4年4月26日に開催されました令和4年度第1回木更津市情報公開総合推進審議会において、消防職員の職務上知ることができた情報の漏えいについて、ご報告させていただきます。

その後の経過といたしまして、4月28日付で木更津市懲戒処分審査委員会の審査結果に基づき、5月10日付で当該職員に対し、地方公務員法第29条の懲戒処分を行いましたので報告いたします。

今後、このようなことがないよう、再発防止に努めて参ります。私からの説明は以上でございます。

小林会長 ありがとうございます。ということは、前回の審議会の時点では、正式な懲戒処分が出されていなかったということがあるので、今回、おそらくかなり厳しい懲戒処分になったということをご丁寧にまた来ていただいて報告していただいたということですね。いかがでしょうか。ご質問等があれば。

山田委員 いいですか。

小林会長 はい。

山田委員 意地悪な質問で申し訳ないのですけれども、隊員の方が奥さんと話をしているのを子供さんが立ち聞きしちゃって、その子供さんが他に話したということなわけですよ。

ですから、子供さんが他で話さなければ、夫婦の間で話したことってというのは外に出なかったわけですよ。発覚しないことになるわけですよ。

でも、夫婦の中で話すことだって守秘義務違反になるわけでしょ。そうすると、今回たまたま立ち聞きした子供さんが外で話したから、夫婦の中でそんな話がされているんだってのが出てきたのですけれども、そうしたことが出てこなくて、夫婦の中で話しているってことがありはしないかっていう、悪く言えば下衆の勘ぐりかもしれませんけどもね、そういうことを考えて、今後の対処をしなければいけないというのは考えなかったのですか。

石井次長 その件につきましては、家族といえども、業務で知りえた情報につきましては話さないように注意するようにと職員には徹底してございます。

山田委員 どういう形でやったのですか。

石井次長 研修という形とあと通知文を出しております。以上でございます。

山田委員 研修ってのは全員にやったんですか。

石井次長 私どもの上司の者がビデオを作りまして、それに基づきまして資料等を作成しまして、それを職員全員が見ております。また、その上司の者が抜粋して試験を行いました。周知徹底をしてございます。以上でございます。

小林会長 他にご質問等がございましたら。

こういう形で、説明責任を果たされたと我々は理解しております。

ただし、新型コロナウイルスに関する情報なわけですから、先ほど例えば機微性の高いとか高くないっていう話がありましたけど、機微性の高いセンシティブな情報であるということは、もちろんご認識なさってらっしゃるし、それを現場で直接扱われる隊の方々であれば、やはり個人情報の保護の扱いに関しては最高度の注意をもって扱われなければならないと思います。それを十分踏まえた上で、今後の活動にあたっていただければと思います。以上です。他に特に質問がなければ。では、この報告に関しては終わりということ、その他ございますでしょうか。

河上係長 次回答申にあたっての審議会については6月28日火曜日の午前10時半を予定しております。また改めて各委員の方に連絡取らせていただきます。以上です。

小林会長 お昼までというふうに考えていいですか。

河上係長 おっしゃる通りです。

小林会長 わかりました。ということなので、皆さんよろしくお願ひします。

それでは以上をもちまして令和4年度第2回木更津市情報公開総合推進審議会を終了いたします。

長時間にわたって皆様、ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和4年9月20日

木更津市情報公開総合推進審議会会長 小 林 伸 一